

り評価できる。今後は、この状態を維持・管理しつつ、必要があれば最新の情報収集伝達システムに更新していくなどしていく必要がある。

【意見】

住民への配信としては、防災無線のほかは、住民向け防災ポータル、Yahoo!防災速報、登録制メール、緊急速報メール、市SNS、FMさせぼ等である。主に携帯電話により市民が情報を受信するものが多く、今後、利用者のニーズに重複が生じてくる可能性もある。緊急情報伝達手段を複数確保することは重要であるが、利用者ニーズが重複するもの（登録制メールと市SNS等）については、今後、時代の流れに合わせて利用者数が多いサービスに注力し、最終的なサービスの統廃合も視野に検討していくことが望ましい。

【評価】

佐世保市では、一般世帯であれば佐世保市内に住民票があり、かつ居住している世帯であれば、特にその他の条件はなく戸別受信機を貸与することができる（佐世保市防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱第3条）。また、聴覚障害を理由として身体障害者手帳を持っている者がいる世帯用の文字表示型の戸別受信機も貸与の対象である。貸与の対象を限定しておらず、幅広い市民が情報伝達手段を確保することができ、評価できる。

また、戸別受信機貸与制度の周知については、市のホームページでの情報提供のほか、①制度開始時の市内全世帯への案内郵送、②市広報誌への定期的掲載（2023（令和5）年度6月、8月、3月）、③転入時手続案内文書への掲載、④講習会等での周知、⑤町内会放送の活用など幅広く行われており、この点も評価できる。

佐世保市は上記の情報収集伝達システムを維持管理等するため、以下のとおりの防災行政無線難聴地域対策事業を行っている。

年度	契約名	期間(自)	期間(至)	整備対象	内容	契約金額
R1	小佐世保1局防災行政無線スピーカー変更工事	2019.10.28	2020.1.31	屋外 拡声 子局 (小佐世保1局)	防災行政無線屋外拡声子局(小佐世保1局)のレフレックススピーカー2台を長距離伝送スピーカーへ変更するもの。	1,265,000
R1	相浦地区防災行政無線屋外拡声子局移設工事	2019.9.5	2019.12.16	屋外 拡声 子局 (新田1局)	旧相浦地区公民館に設置されている防災行政無線屋外拡声子局1基(新田1局)の移設を行うもの。	2,582,800
R2	大塔地区防災行政無線屋外拡声子局整備工事	2020.10.20	2021.3.17	屋外 拡声 子局 (増設)	大塔町に防災行政無線屋外拡声子局1基を増設するもの。	5,167,800

また、2023(令和5)年度には以下のとおりの契約にて維持管理費用を支出している。

No	契約名	契約金額 (税込)	契約先	契約方法	指名業者数	入札参加者数	辞退者数	予定価格 (税込)	最低制限価格 (税込)	契約内容
1	佐世保市(旧市域)デジタル同報系無線システム整備工事実施設計業務	16,610,000	東京テレメッセージ(株)	指名競争	2	2	0	16,613,850	13,296,130	旧市域の防災行政無線の更新整備に伴う実施設計
2	佐世保市災害情報共有システム運用保守業務	10,505,000	(株)エヌ・ティ・ティ・データ九州	特命随意契約				10,505,000		災害情報共有システムの構

										築運用保守
3	J アラート表示 端末移設業務	561,000	エコー電子 工業（株）	特 命 随 意 契 約				570,680		J アラート 表示用端 末を消 防局から 本庁舎へ 移設
4	防災行政無線支 障木伐採業務	137,500	（株）佐々緑 化土木	見 積 合 せ 随 意 契 約	3			137,500		防 災 行 政 無 線 子 局 周 圍 の 樹 木 の 伐 採

上記 2 及び 3 の契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号及び佐世保市財務規則第 177 条 1 項但し書きに基づき、佐世保市随意契約ガイドライン項目 8 一般的事例 1－（１）「特殊な技術、機器又は設備等を必要とするもので、特定の者と契約しなければ契約の目的を達することができないもの」に該当するとして、特命随意契約の方法にて締結している。

そして、上記 2 の契約について特命随意契約を締結する理由は、佐世保市災害情報共有システムが令和 4 年度に実施した「佐世保市災害情報共有システム構築業務に係る公募型プロポーザル」において、受託者となった株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州が構築したシステムであり、運用保守業務を実施できるのは同社のみであるということである。

また、上記 3 契約について特命随意契約を締結する理由は、J アラートの取り扱いにあたっては専門的技術を有した者による作業や試験調整等が必要であるとともに、緊急情報を受信するという設備の特性上万が一障害が発生した場合には迅速に対応することが求められるところ、エコー電子工業株式会社は、佐世保市の J アラート導入及び更新整備に携わっており、またその後の保守点検業務も同社が実施しているため、佐世保市設備に精通し専門的知見を有する唯一の業者であり、機

器の調達や試験、調整等の緊急時にも迅速に対応することが可能であることが理由である。

ウ 防災関係機関に対する情報収集伝達体制強化

佐世保市内部及び消防機関においては、災害情報共有システムに各機関が把握した災害情報を登録し、被害情報の収集・共有を図っている。長崎県には長崎県防災情報システムにより被害情報の報告を行っている。

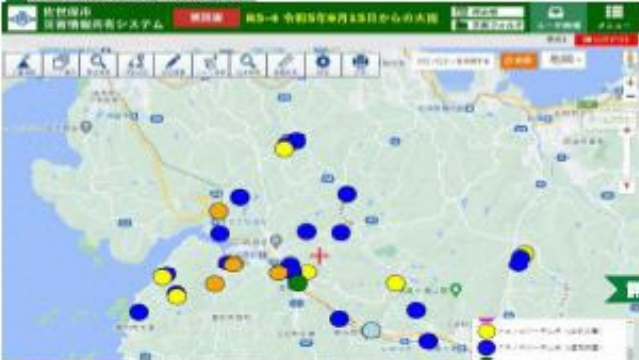
佐世保市災害情報共有システムの概要

●災害情報共有システムの構成



佐世保市災害情報共有システムの概要

●被害情報の集約 (職員用)



【左図】
地図上で災害の種類や発生個所等を確認
【右図】
住所や詳細情報、写真など詳細情報を個別に確認

災害発生時刻	2023/08/13 11:40	災害発生時刻	08:00
発生場所	佐世保市 佐世保市立 佐世保市立	発生場所	佐世保市 佐世保市立
発生種別	洪水	発生種別	洪水
発生状況	洪水発生	発生状況	洪水発生
発生原因	大雨	発生原因	大雨
発生経緯	大雨による洪水発生	発生経緯	大雨による洪水発生



発生時刻	2023/08/13 11:40	発生時刻	08:00
発生場所	佐世保市 佐世保市立 佐世保市立	発生場所	佐世保市 佐世保市立
発生種別	洪水	発生種別	洪水
発生状況	洪水発生	発生状況	洪水発生
発生原因	大雨	発生原因	大雨
発生経緯	大雨による洪水発生	発生経緯	大雨による洪水発生

災害発生時刻	2023/08/13 11:40	災害発生時刻	08:00
発生場所	佐世保市 佐世保市立 佐世保市立	発生場所	佐世保市 佐世保市立
発生種別	洪水	発生種別	洪水
発生状況	洪水発生	発生状況	洪水発生
発生原因	大雨	発生原因	大雨
発生経緯	大雨による洪水発生	発生経緯	大雨による洪水発生



・地区ごとに避難情報の発生日時や情報種別を表示
・避難所ごとに避難者数や避難状況を表示し、現在地情報があれば地図画面から経路の確認が可能

●住民への情報配信

◆佐世保市防災ポータル



エ 防災関係機関の勤務時間外における災害発生の際の情報収集伝達体制の確保

佐世保市内で災害が発生した際は、消防局指令課または市役所当直から防災危機管理局職員へ電話連絡が入っている。

第6章 原子力施設の原子力災害対策

第1 災害予防対策

1 原子力事業者の防災業務計画の作成等

原子力事業者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第1項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可を受けた者、その他の原災法第2条第3号に規定する者をいう。佐世保市に關係する電子力事業者は九州電力株式会社である。）は、原子力事業者防災業務計画を作成するとともに、各種届出を行い、長崎県を通じ佐世保市に送付する。原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を修正する場合は、あらかじめ長崎県と協議する。長崎県は、計画の修正について 佐世保市に対し意見聴取を行う。

佐世保市は、長崎県や九州電力株式会社との協議を踏まえ、2023（令和5）年10月付け「玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画」を受領している。同計画の内容は多岐にわたるが、その概要は以下の通りである。

第1章 総則

原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本的な考え方、運用 及び修正について記載している。

第2章 防災体制

緊急時体制の区分、原子力防災組織、原子力防災管理者の職務等について記載している。

第3章 原子力災害予防対策の実施

通報や業務に必要な設備、資機材等の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施、関係機関との連携等について記載している。

第4章 緊急事態応急対策等の実施

原災法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価などの応急措置の実施、緊急事態応急対策等について記載している。

第5章 原子力災害事後対策の実施

原子力災害の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員の派遣等について記載している。

第6章 その他

他社原子力発電所等で原子力災害が発生した場合の原子力防災要員派遣や資機材貸与等の協力について記載している。また、原子力災害における、佐世保市の担当する事務は以下の通りであると想定されている。

- ① 原子力防災体制の整備
- ② 通信施設及び通信連絡体制の整備
- ③ 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備の支援
- ④ 環境条件の把握
- ⑤ 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- ⑥ 教育及び訓練の実施
- ⑦ 事故発生時における国、県等との連絡調整
- ⑧ 応急対策活動に要する資機材等の整備
- ⑨ 災害状況の把握及び伝達
- ⑩ 緊急時環境放射線モニタリングの協力
- ⑪ 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限
- ⑫ 現地医療対策班の設置及び運営への協力等
- ⑬ 被ばく者の診断及び措置の実施
- ⑭ 住民等への飲料水及び飲食物の摂取制限

- ⑮ 住民等への汚染農水産物等の出荷制限等
- ⑯ 災害復旧
- ⑰ 各種制限措置の解除
- ⑱ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- ⑲ 相談窓口の設置
- ⑳ 放射性物質による汚染の除去の協力
- ㉑ 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- ㉒ 避難住民の避難受け入れに係る協力
- ㉓ 災害に関する情報収集・伝達及び広報
- ㉔ その他災害対策に必要な措置

また、消防局の事務又は業務は次のとおりである。

- ① 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- ② 教育及び訓練の実施
- ③ 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限
- ④ 住民等の退避及び避難誘導並びに人命の救助
- ⑤ 一般傷病者の救急看護
- ⑥ 被ばく者の診断および措置への協力
- ⑦ 避難等の誘導に係る資料の整備
- ⑧ 防護対策を講ずべき地域の消防対策

2 情報の収集及び連絡体制等の整備

佐世保市は、国、長崎県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備している。

（１）情報の収集及び連絡体制等の整備

ア 佐世保市と防災関係機関相互の連絡体制の確保

佐世保市は、国、長崎県、原子力事業者及びその他防災関係機関との間において、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報の収集及び連絡体制のネットワークの強化、充実を図っている。その際、夜間休日においても対応できる体制の整備をしている。

イ 情報の収集及び連絡にあたる要員の指定

佐世保市は、迅速かつ的確な災害情報の収集及び連絡を図るため、対象地域における情報の収集及び連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

ウ 非常通信協議会との連携

佐世保市は、長崎県及び非常通信協議会（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し又は発生するおそれがあり、有線通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序維持のためであれば非常通信が可能となる（電波法第５２条）ことから、１９５１（昭和２６）年７月に設立された。）と連携し、応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図っている。

（２）情報の分析整理

ア 人材の育成及び確保並びに専門家の活用体制

佐世保市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成及び確保に努めているとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努めている。

毎年度において原子力事業所の事故を想定した「原子力防災訓練」や原子力艦船のトラブルを想定した「原子力艦原子力防災訓練」で、緊急モニタリング実動訓練や避難誘導訓練等を行い、人材の育成に努めて

いるとともに、長崎県（環境部・危機管理課）から受託した専門事業者が行う研修会や訓練等に参加し、人材の育成と確保を計画的に実施している。原子力防災に関連する講習会の受講者にかかる実績は、以下の通りである。

単位：人

研修会の名称	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
原子力防災基礎研修	13	20	3	3	3
原子力防災要員研修	8	12	7	5	
原子力実務人材研修			3		
図上演習訓練	1		1		
モニタリング実動訓練		2			

また、２０２４（令和６年）度で開催された原子力防災基礎研修のカリキュラムは以下の通りである。

原子力防災基礎研修 カリキュラム

時間	分	項目	内容
9:25 ~ 9:30	5	開講挨拶	・ 事務連絡
9:30 ~ 10:00	30	研修の目的と原子力防災	・ 原子力防災基礎研修の目的 ・ 原子力発電の概要 ・ 核燃料サイクルの概要 ・ 原子力災害とその特殊性
10:00 ~ 10:10	10	休憩	
10:10 ~ 11:20	70	放射線と放射能の基礎知識	・ 身の回りの放射線 ・ 放射線と放射能（放射線の特徴、種類） ・ 放射能、放射線の単位 ・ 放射線の人体への影響
11:20 ~ 11:30	10	休憩	
11:30 ~ 12:30	60	放射線被ばく防護の考え方	・ 原子力災害の被ばくの経路 ・ 被ばくの防ぎ方 ・ 被ばくの管理 ・ 放射線測定 ・ 放射性物質の除染
12:30 ~ 13:30	60	昼食	
13:30 ~ 16:40	190	放射線測定器等の取扱い実習	・ 放射線測定の基本 ・ 個人線量計の取扱 ・ 身体汚染防護衣の着脱、簡易除染 ・ 空間線量率サーベイメータの取扱い（γ線） ・ 表面汚染サーベイメータの取扱い（β線） ・ α線用サーベイメータの取扱い ・ 霧箱の観察 ・ 汚染検査 ※各実習班ごとに適宜休憩を入れる
16:40 ~ 17:00	20	質疑応答	・ 復習、質疑応答 ・ アンケートの記入
17:00 ~ 17:10	10	閉講	・ アンケート回収 ・ 事務連絡

イ 原子力防災関連情報の収集及び蓄積と利用の促進

佐世保市は、平常時より原子力防災関連情報の収集及び蓄積に努めている。

ウ 防災対策上必要とされる資料

佐世保市は、長崎県及び原子力事業者である九州電力株式会社と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、緊急時モニタリング等に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、適切に備え付け、確認できるようにしている。

(ア) 原子力事業所及び施設に関する資料

佐世保市は、九州電力株式会社より受領したパンフレットにより、玄海原子力発電所の概要を把握している。



玄海原子力発電所の概要

玄海原子力発電所の概要

発行者 九州電力株式会社
玄海原子力発電所 環境広報担当
TEL：代表 (0955) 52-6821

印刷 福岡印刷株式会社

玄海原子力発電所に関する情報はホームページでも公開しています。
<http://www.kyuden.co.jp/genkai-index.html>

2019年9月発行

九州電力
ずっと先まで、明るくしたい。

(イ) 周辺人口や交通状況等の社会環境に関する資料

佐世保市は、佐世保市の運営するポータルサイトの統計より、原子力施設の周辺人口一覧（U P Z 圏内：推計人口）を把握している。2024（令和6）年3月31日時点の周辺人口は以下の通りである。

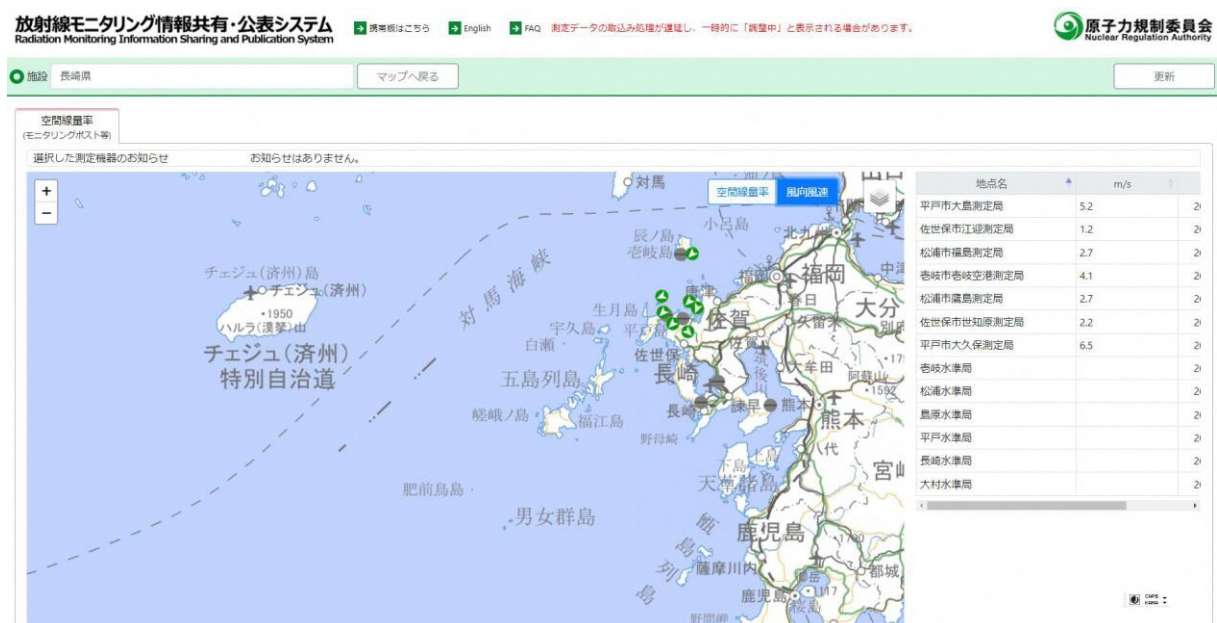
〔令和2年国勢調査確定値を基にした集計〕

町名	世帯数	人口		
			男	女
	世帯	人	人	人
吉井支所管内	846	2,182	1,002	1,180
吉井町草ノ尾	14	36	22	14
吉井町福井	42	124	66	58
吉井町板樋	14	37	19	18
吉井町梶木場	34	90	41	49
吉井町直谷	492	1,266	555	711
吉井町前岳	34	86	42	44
吉井町春明	94	217	98	119
吉井町横川内	107	290	140	150
吉井町橋口	15	36	19	17
世知原支所管内	880	2,196	1,009	1,187
世知原町北川内	43	103	47	56
世知原町赤木場	10	20	11	9
世知原町中通	106	247	115	132
世知原町太田	67	157	84	73
世知原町木浦原	23	61	27	34
世知原町菅瀬	102	277	134	143
世知原町岩谷口	70	157	78	79
世知原町栗迎	372	1,028	448	580
世知原町矢樋	87	146	65	81
江迎支所管内	1,809	4,409	2,008	2,401
江迎町梶ノ村	15	57	27	30
江迎町北田	14	46	20	26
江迎町飯良坂	13	45	23	22
江迎町横引	9	29	9	20
江迎町栗越	44	155	70	85
江迎町篠尾	25	67	33	34
江迎町中尾	98	239	115	124
江迎町奥川内	32	65	31	34
江迎町長坂	188	421	196	225
江迎町上川内	61	146	75	71
江迎町末橋	92	204	101	103
江迎町三浦	153	338	144	194
江迎町北平	68	181	78	103
江迎町小川内	123	238	117	121
江迎町赤坂	55	231	90	141
江迎町志戸氏	116	248	107	141
江迎町七腕	21	60	30	30
江迎町猪飼	274	692	321	371
江迎町田ノ元	408	947	421	526
合 計	3,535	8,787	4,019	4,768

（注）秘匿処理のため、江迎町埋立は、江迎町上川内に合算しています。

(ウ) 周辺地域の気象資料や平常時のモニタリング等に関する資料

原子力規制委員会では、放射線量率のモニタリング情報や気象（風向・風速）の情報をホームページ上においてリアルタイムで発信・公表しており（「放射線モニタリング情報共有・公表システム」、佐世保市ではこのシステムにて環境測定状況を随時観察している。



【意見】

「放射線モニタリング情報共有・公表システム」は原子力規制委員会が運営しているものであるが、避難住民をはじめとする多くの佐世保市民にとっては有益な情報であるが、その一方で十分に認知がされていないものと考えられる。佐世保市が実施する研修でも「放射線モニタリング情報共有・公表システム」を周知するとともに、配布物（パンフレット・ポスター等）を作成する場合には、「放射線モニタリング情報共有・公表システム」のホームページのURLやバーコードを大きく記載し、佐世保市民への周知を進めていただきたい。

（エ）防災資機材の配備状況等に関する資料

佐世保市では、防災資機材の種類・数・保管場所等を整理した「原子力防災資機材管理台帳兼原子力防災資機材管理状況報告書」を作成し、確認できるようにしている。

「原子力防災資機材管理台帳兼原子力防災資機材管理状況報告書」の内容は多岐にわたるが、概ね以下の通りである。

様式1-1号) 原子力防災資機材管理台帳 兼 原子力防災資機材管理状況報告書(防災活動資機材)

機関名	佐 世保市役所	・防災活動資機材のうち、果物品整理票の貼られた物品(備品及び重要物品)を記載すること。
管理責任者	印	・管理責任者、点検者の記名、押印のうえ、提出すること。
点検者	印	・防護服、防護マスク等の消耗品については、別途報告すること。
点検年月日	2024年4月1日	・配備先については詳しく記載すること。

[illegible]

(オ) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

佐世保市では緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料を随時作成している。

(カ) 避難所等に関する資料

佐世保市は集合場所・避難所の一覧表を作成するとともに、その内容を公表している。

集合場所及び避難所 一覧表

地域	該当地区	集合場所	避難先 施設名	住所	電話番号(0956)
江迎町	梶ノ村	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	①佐世保市立 広田中学校	重尾町188	39-2926
	北田	佐世保市江迎地区コミュニティセンター			
	飯良坂	佐世保市江迎地区コミュニティセンター			
	根引	佐世保市江迎地区コミュニティセンター			
	栗越	佐世保市立江迎小学校			
	館尾	佐世保市立江迎小学校	②佐世保市立 福石小学校	大宮町32-1	31-5710
	中尾	佐世保市立江迎小学校		日宇町522-1	33-6669
	奥川内	佐世保市立江迎小学校	③日宇スポーツセンター	黒髪町52-1	31-7091
	長坂	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	④佐世保市立 黒髪小学校	日宇町284	31-6904
	上川内	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	⑤佐世保市立 日宇小学校	天神一丁目11-13	31-7722
	末橋	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	⑥佐世保市立 天神小学校	沖新町1-1	34-8406
	三浦	佐世保市立江迎中学校	⑦国立 佐世保工業高等専門学校	もみじが丘町6745	33-8125
	北平	佐世保市立江迎中学校	⑧佐世保市立 大塔小学校	天神町1603	32-9100
	小川内	佐世保市立江迎中学校	⑨佐世保市立 港小学校	日宇町2181	31-2255
	赤坂	佐世保市立猪調小学校	⑩佐世保市立 日宇中学校	日宇町2526	31-4373
	志戸氏	佐世保市立猪調小学校	⑪長崎県立 佐世保南高等学校	千尽町2-10	31-5708
	七腕	佐世保市立猪調小学校	⑫佐世保市立 福石中学校	天神町1706	31-8576
	猪調	佐世保市江迎地区文化会館	⑬佐世保市立 崎辺中学校	稲荷町2-5	33-7144
	田ノ元	佐世保市江迎地区文化会館	⑭佐世保市南地区コミュニティセンター	針尾中町1863	58-2013
吉井町	草ノ尾	佐世保市立吉井南小学校	⑮佐世保市立 針尾小学校	江上町814	58-3937
	福井	佐世保市立吉井北小学校	⑯佐世保市立 東明中学校	有福町827	
	板橋	佐世保市立吉井北小学校	⑰佐世保市立 江上地区 コミュニティセンター有福体育室	重尾町425-3	38-2196
	梶木場	佐世保市立吉井北小学校	⑱長崎県立 佐世保東翔高等学校	萩坂町1715	59-2122
	直谷	佐世保市立吉井北小学校	⑲佐世保市立 宮小学校	城間町338	59-2054
	前岳	佐世保市立吉井南小学校	⑳佐世保市立 宮中学校	針尾中町1863	58-2013
	春明	佐世保市立吉井中学校	㉑佐世保市立 針尾小学校	指方町2382	58-2118
	橋川内	佐世保市立吉井中学校	㉒佐世保市立 江上小学校	指方町1759	58-4638
	橋口	佐世保市立吉井中学校	㉓佐世保市江上地区コミュニティセンター	針尾中町1538-5	58-3884
	北川内	佐世保市世知原地区コミュニティセンター	㉔佐世保市針尾地区コミュニティセンター	針尾北町756	
世知原町	赤木場	佐世保市世知原地区コミュニティセンター	㉕佐世保市宮地区コミュニティセンター	城間町345	59-2676
	中通	佐世保市世知原地区コミュニティセンター	㉖佐世保市宮地区コミュニティセンター体育室	萩坂町1782-1	
	太田	佐世保市立世知原中学校	㉗佐世保市立 三川内中学校	新行江町957	30-8001
	木浦原	佐世保市立世知原中学校	㉘佐世保市日宇地区コミュニティセンター	日宇町675-2	33-0564
	筒瀬	佐世保市立世知原中学校	㉙佐世保市日宇地区コミュニティセンター花高体育室	花高3丁目98-11	
	岩谷口	佐世保市立世知原中学校	㉚佐世保市立 広田小学校	広田一丁目25-4	38-2076
	栗迎	佐世保市立世知原小学校	㉛佐世保市早岐地区コミュニティセンター	早岐一丁目6-38	38-0336
			㉜佐世保市広田地区コミュニティセンター	重尾町63	39-2737
			㉝佐世保市立 花高小学校	花高三丁目4-1	38-8814
			㉞佐世保市立 早岐小学校	早岐二丁目32-12	38-3375
			㉟佐世保市立 三川内小学校	口の尾町698	30-8200
	矢櫃	佐世保市立世知原中学校	㊱佐世保市立 早岐中学校	陣の内町100	38-2165
			㊲佐世保市三川内地区コミュニティセンター	三川内本町289-1	30-7545

(3) 通信手段の確保等

佐世保市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国、長崎県及び防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるように通信手段の体制確保に努めているとともに、以下の項目を推進している。

ア 防災行政無線

佐世保市は、住民等への的確な情報伝達を図るため、佐世保市防災行政無線の整備を推進している。

イ 通信手段、経路の多様化

佐世保市は、防災行政無線の機器故障やN T T回線の途絶等に備え、下記のような多様な情報伝達手段の確保に努めている。

- ① 長崎県防災行政無線の活用
- ② 衛星携帯電話の活用
- ③ 電気通信事業者等が提供する災害時優先電話等の活用
- ④ 非常通信協議会との連携
- ⑤ 移動通信系の活用
- ⑥ その他有効な通信手段、経路の活用

ウ 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

佐世保市は、電気通信事業者が提供するエリアメール等、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害及び避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を進めている。

エ 災害用伝言サービスの活用促進

佐世保市は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、電気通信事業者が提供する、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である、「災害用伝言サービス」(災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板、災害用伝言板(WEB171))の活用促進を進めている。「災害用伝言サービス」は大規模な地震の発生等により被災地への電話がつながりにくい状況となった場合に利用可能となる電気通信事業者のサービスである。

【意見】

災害用伝言サービスは災害時の安否確認等のために有益なものである。サービスの利用体験は防災週間等のほか、各地域で開催される防災訓練の際にも可能となる場合があることから、佐世保市民を対象とした研修や訓練の際に体験利用を盛り込み、災害時の混乱を防ぐ手立てを行うべきである。

3 災害応急体制の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

ア 警戒態勢をとるために必要な体制

佐世保市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集及び連絡が行えるよう必要な体制を整備している。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備している。佐世保市は、「災害警戒本部対応の手引き」を作成しており（ただし、原子力災害に限らない内容である。）、2024（令和6）年4月に改訂を行っている。

イ 対策拠点施設における立ち上げへの準備体制

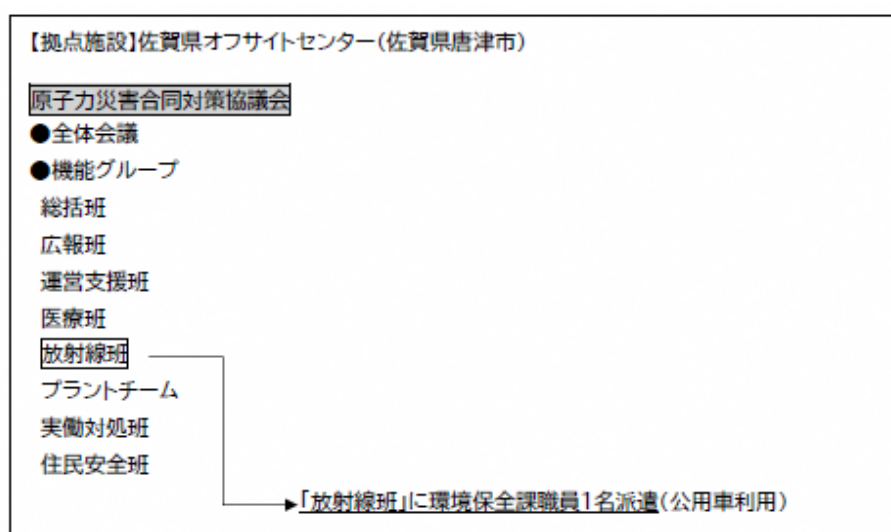
佐世保市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、対策拠点施設における立ち上げへの協力を行うため、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備している。

(2) 災害対策本部体制等の整備

佐世保市は、原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出された場合又は佐世保市長が必要と認めた場合は、災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織及び掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めている。

(3) 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会の派遣体制

佐世保市は、緊急事態宣言の発出後、災害拠点施設に派遣する職員及び派遣方法等について、あらかじめ定めており、放射線班に環境保全課1名を派遣することとしている。



(4) 長期化に備えた動員体制の整備

佐世保市は、国、長崎県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(5) 防災関係機関相互の連絡体制

佐世保市は、平常時から国、長崎県、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めている。佐世保市は、2011（平成23）年7月1日、災害対策基本法の趣旨に基づき、長崎県県北振興局管内の市町において大規模な災害が発生し、被災市町独自では十分な応急措置が実施できない場合において、市町が相互の防災力を活用して、災害による

被害の防止又は軽減を図るため、市町相互の応援について必要な事項を定めた「長崎県県北区域防災相互応援協定」を長崎県や近隣市町と締結している。

また、佐世保市は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示を行う際に、国又は長崎県に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡方法を取り決めており、防災危機管理局が担当することとしている。

(6) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

佐世保市は、消防の応援について長崎県内外の近隣市町村及び長崎県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めており、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備を進めている。

(7) 自衛隊との連携体制

佐世保市は、長崎県知事に対し自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう要請手順、連絡調整窓口、連絡の方法、受け入れ体制等を取り決めていく。

(8) 広域的な応援協力体制の拡充・強化

佐世保市は、国、長崎県と協力して、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査に関する広域的な応援協力体制の拡充・強化に努めている。

(9) 専門家の派遣要請

佐世保市は、原子力事業者より特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、必要に応じて国に対し、事態の把握のために専門知識を有する職員の派遣を要請することとしている。なお、現時点で派遣の実績は無い。

(10) 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

佐世保市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、長崎県及び原子力事業者と相互の連携を図っている。連携に基づき、佐世保市は、2018（平成30）年6月26日、九州電力株式会社より福祉車両を受領している。

(11) モニタリング体制等

佐世保市は、緊急時モニタリングへの協力を行うための体制を整備している。

ア モニタリング要員の確保

佐世保市は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために、下記の通り必要な要員をあらかじめ定めている。

・緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員の内容

EMC(緊急時モニタリングセンター)の体制

【警戒事態】EMCの設置準備、「長崎県緊急時モニタリング本部」の設置。

【施設敷地緊急事態】EMCの設置(佐賀県唐津市)、EMCの指揮下で活動。

●センター長

●企画調整グループ

企画班

総括・調整班

●情報収集管理グループ

収集・確認班

連絡班

情報共有システム等維持・管理班

●測定分析担当 長崎県グループ

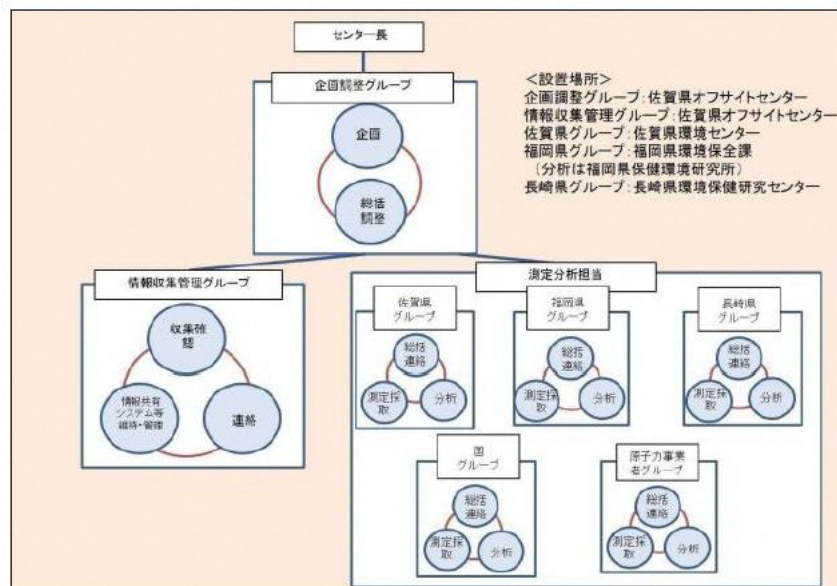
長崎県グループの本部は、環境保健研究センター(大村市)に置かれる。

総括・連絡班

線量率測定・試料採取班 拠点:県北保健所(平戸市田平町)

分析班

※測定分析担当 長崎県グループの「線量率測定・試料採取班」に環境保全課職員2名派遣
(公用車利用)



(出典:玄海地域の緊急時対応(全体版) 内閣府)

イ 関係機関との協力体制の整備

佐世保市は、長崎県、原子力事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し、平常時より緊密な連携を図っている。

ウ 環境放射線テレメータシステム等の活用

佐世保市は、長崎県と連携し、必要に応じ平常時から環境放射線テレメータシステム等の活用努めていることとしている。「放射線モニタリング情報共有・公表システム」の活用するほか、玄海原子力発電所から30km圏内にある佐世保市内の庁舎にあるモニタリングポストやモニタリング情報共有システム（長崎県から貸与されたPC端末1台を利用する）の測定値（固定式観測局、電子線量計、可搬型モニタリングポスト等）のデータを平常時から確認している。

4 避難受入れ活動体制の整備

（１）避難計画の作成

佐世保市は、原子力規制委員会が原子力災害対策指針において示した緊急時護措置を準備する区域（UPZ）及び長崎県が示した方針に基づき、玄海原子力発電所から30km圏内の住民を対象にして、屋内退避及び避難に係る避難計画を作成している。避難計画は多岐にわたるが、避難計画の基本的考え方は以下のとおりである。

- ① 玄海原子力発電所から30km圏内の住民が、30km圏外の避難所に避難できるような広域の避難計画とする。
- ② 避難が必要な区域（避難対象区域）は、事故の状況に応じ、国、長崎県及び佐世保市が設定するものとする。
- ③ 避難先は、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民が同一地域内への避難できるように努めている。
- ④ 佐世保市は、長崎県と連携して、放射性物質が放出される前に避難行動が開始され、完了されるよう努めているものとし、高齢者、障が

い者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮するものとする。

⑤ 佐世保市へ来訪者（観光客等も避難の対象とし、30km圏外までは地域住民と同様に避難し、30km圏外の適切な場所からは各人の判断で帰宅等を行う。

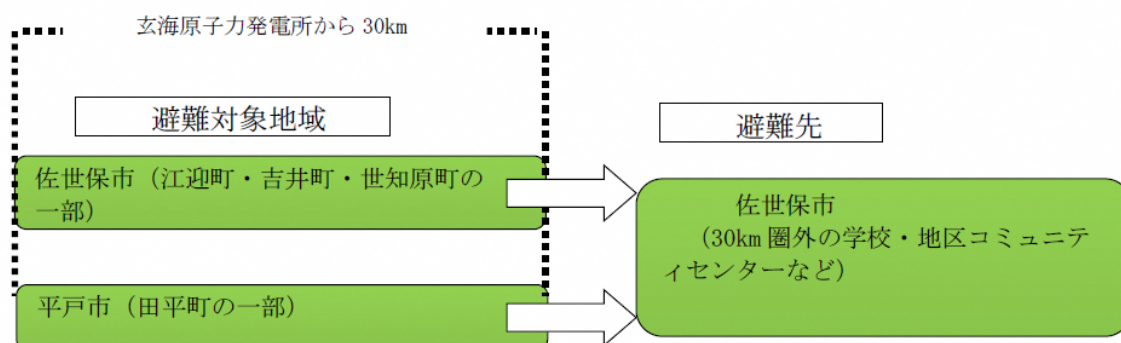
⑥ 避難にあたっては、住民が日常、服用している医薬品を携帯するよう平常時から周知しておくこととする。また、緊急に避難して住民が日常、服用している医薬品を携帯できていない場合や長期の避難となる場合に備え、関係機関と協力して医薬品や医療用資機材を供給する体制づくりに努めているものとする。

⑦ 避難に際しては平戸市の一部住民について、長崎県との調整を踏まえて予め地域及び避難先を選定して受け入れに配慮するものとする。

（２）避難計画における避難先

避難計画対象地域別避難先の概要は、下記の通りである。

【避難計画対象地域別避難先の概要】



(3) 避難計画における避難経路及び手段等

避難計画では、避難計画策定対象地区の地形的特性を踏まえて、下記の通り、避難経路及び手段により避難するものとしている。

ア 避難経路

可能な限り避難計画に定められた避難経路（幹線道路等）を通り、指定された避難所へ避難する。佐世保市は、避難経路について、住民に対して事前に十分な周知を行う。

イ 避難の手段

(ア) 避難は原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、近所の方との乗り合いや、集合場所に参集し佐世保市等が準備する車両にて避難する。

避難所における駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースを利用することとし、不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用する。

(佐世保市)

事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
西肥自動車㈱	佐世保市潮見町 16-10	小型	5	170	0956-31-8118
		中型	56	3,024	
		大型	137	10,275	
させぼバス㈱	佐世保市白南風町 7-38	小型	3	102	0956-28-2822
		中型	8	432	
		大型	10	750	
ヒューマンバス	佐世保市早苗町 697-1	小型	3	76	0956-38-1727
		中型	2	73	
		大型	4	216	

(イ) (ア) で避難手段が不足する場合には、佐世保市は長崎県に対して社団法人長崎県バス協会等の車両手配を要請し、手配された車両にて避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は自衛隊の災害派遣要請を行う。

ウ その他

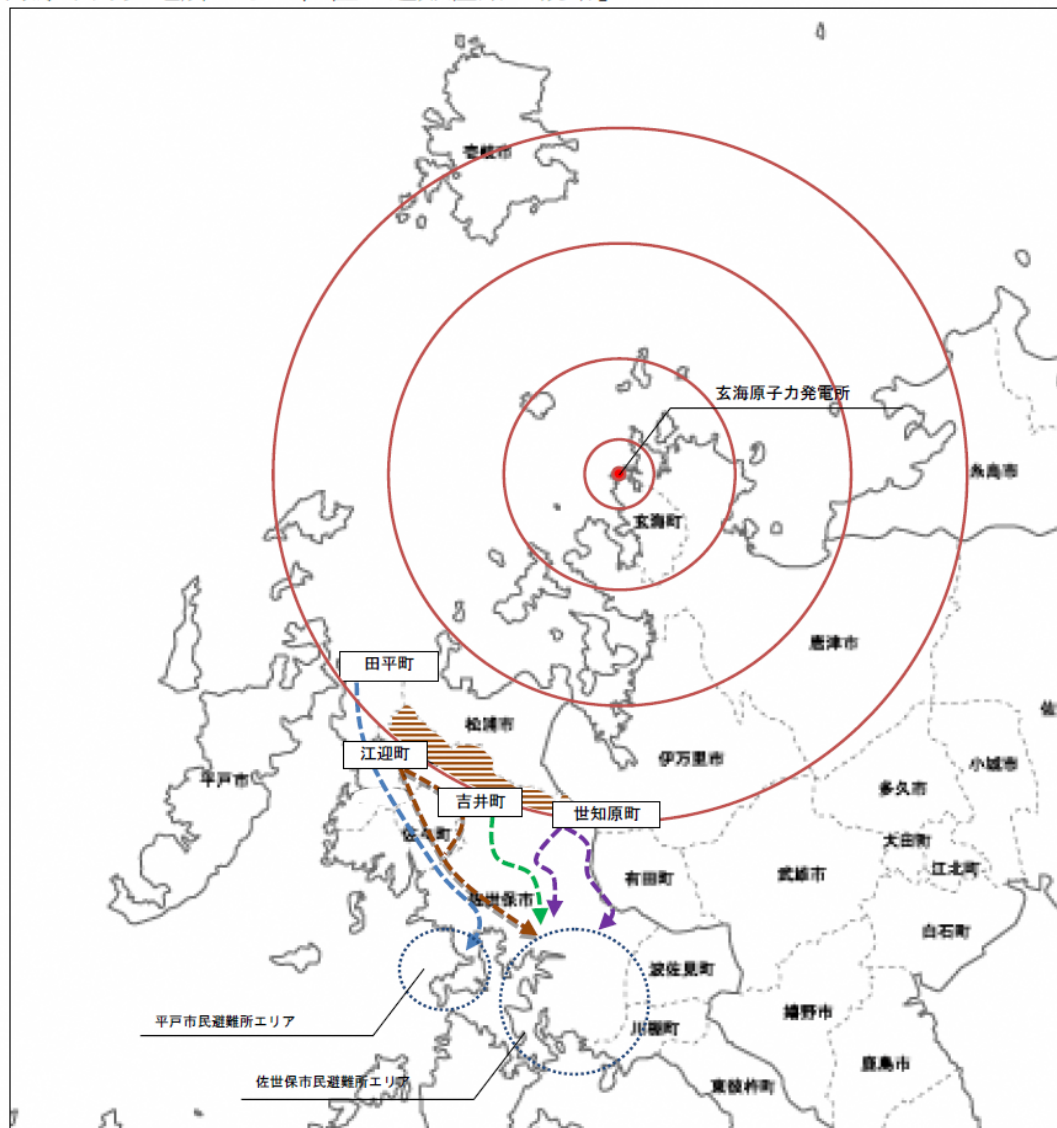
原子力事業者は、長崎県及び佐世保市からの要配慮者等の避難支援

要請に応じ、車両等の輸送手段の確保に関する支援を行う。

【各地域からの避難要領及び経路】

区分	避難要領・経路等
①江迎町	● 各地区から国道又は県道を通り西九州道路を使用して市南部へ避難する。 ● 自家用車等で避難できない住民は、集合場所（江迎地区コミュニティセンター、江迎中学校、江迎小学校、猪調小学校、江迎地区文化会館）に集合後、手配されたバス等で避難する。 ● 主な避難経路 ①県道志方江迎線→西九州道路→国道３５号線→避難所 ②国道２０４号線→西九州道路→国道３５号線→避難所
②吉井町	● 各地区から県道を通り妙観寺トンネル経由で国道に出て市南部へ避難する。 ● 自家用車等で避難できない住民は、集合場所（吉井北小学校、吉井南小学校、吉井中学校）に集合後、手配されたバス等で避難する。 ● 主な避難経路 ①県道佐世保吉井松浦線→妙観寺トンネル→県道佐世保日野松浦線→国道２０４号線→国道３５号線→避難所
③世知原町	● 各地区から２つの県道ルートを通して国道に出て市南部へ避難する。 ● 自家用車等で避難できない住民は、集合場所（世知原地区コミュニティセンター、世知原小学校、世知原中学校）に集合後、手配されたバス等で避難する。 ● 主な避難経路 ①県道栗木吉井線→小塚岳トンネル→里美トンネル→国道３５号線→避難所 ②県道佐世保世知原線→知見寺町→国道２０４号線→国道３５号線→避難所

【玄海原子力発電所からの位置と避難経路の概略】



(4) 避難所等の整備

ア 避難所の整備

(ア) 避難所の指定

佐世保市は、学校や地区コミュニティセンター等の公共的施設を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定している。避難予定場所として地域ごとに一覧表を作成しているが、災害の状況及び避難対象範囲により適宜選定することになっている。なお、

佐世保市は要配慮者のため、あらかじめ福祉避難所等の要配慮者に対応した避難先の確保にも勤めている。

【江迎地域住民の避難所】

地域	No.	地区名	集合場所 (集団避難の場合)	施設名
江迎町	1	梶ノ村	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	佐世保市立 広田中学校
	2	北田	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	
	3	飯良坂	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	
	4	根引	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	
	5	栗越	佐世保市立江迎小学校	
	6	簀尾	佐世保市立江迎小学校	
	7	中尾	佐世保市立江迎小学校	佐世保市立 福石小学校
	8	奥川内	佐世保市立江迎小学校	日宇スポーツセンター
	9	長坂	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	佐世保市立黒髪小学校
	10	上川内	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	佐世保市立日宇小学校
	11	末橘	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	佐世保市立天神小学校
	12	三浦	佐世保市立江迎中学校	国立佐世保工業高等専門学校
	13	北平	佐世保市立江迎中学校	
	14	小川内	佐世保市立江迎中学校	佐世保市立大塔小学校
	15	赤坂	佐世保市立江迎中学校	佐世保市立港小学校
	16	志戸氏	佐世保市立猪調小学校	佐世保市立日宇中学校
	17	七腕	佐世保市立猪調小学校	
	18	猪調	佐世保市江迎文化会館	長崎県立佐世保南高等学校
	19	田ノ元	佐世保市江迎文化会館	佐世保市立福石中学校 佐世保市立崎辺中学校 佐世保市南地区コミュニティセンター

【吉井地域住民の避難所】

地域	No.	地区名	集合場所 (集団避難の場合)	施設名
吉井町	1	草ノ尾	佐世保市立吉井南小学校	佐世保市立針尾小学校
	2	福井	佐世保市立吉井北小学校	佐世保市立東明中学校
	3	板樋	佐世保市立吉井北小学校	佐世保市江上地区 コミュニティセンター有福体育室
	4	梶木場	佐世保市立吉井北小学校	
	5	直谷	佐世保市立吉井北小学校	長崎県立佐世保東翔高等学校 佐世保市立宮小学校 佐世保市立宮中学校
	6	前岳	佐世保市立吉井南小学校	佐世保市立針尾小学校
	7	春明	佐世保市立吉井中学校	佐世保市立江上小学校
	8	橋川内	佐世保市立吉井中学校	佐世保市江上地区コミュニティセンター 佐世保市針尾地区コミュニティセンター
	9	橋口	佐世保市立吉井中学校	佐世保市針尾地区コミュニティセンター 体育室

【世知原地域住民の避難所】

地域	No.	地区名	集合場所 (集団避難の場合)	施設名
世知原町	1	北川内	佐世保市世知原地区コミュニティセンター	佐世保市宮地区コミュニティセンター
	2	赤木場	佐世保市世知原地区コミュニティセンター	佐世保市宮地区コミュニティセンター体育室
	3	中通	佐世保市世知原地区コミュニティセンター	佐世保市立三川内中学校
	4	太田	佐世保市立世知原中学校	佐世保市日宇地区コミュニティセンター
	5	木浦原	佐世保市立世知原中学校	佐世保市早岐地区コミュニティセンター花高体育室
	6	筥瀬	佐世保市立世知原中学校	佐世保市立広田小学校
	7	岩谷口	佐世保市立世知原中学校	佐世保市早岐地区コミュニティセンター
	8	栗迎	佐世保市立世知原小学校	佐世保市広田地区コミュニティセンター 佐世保市立花高小学校 佐世保市立早岐小学校 佐世保市立三川内小学校 佐世保市立早岐中学校
	9	矢櫃	佐世保市立世知原中学校	佐世保市三川内地区コミュニティセンター

(イ) 避難所の整備

- a 避難所及びその周辺の安全性を点検し、必要な整備に努めている。
- b 避難の長期化に対応して居室及び就寝スペースのほか、避難生活、避難所運営、救援活動等のための共有スペースの確保に努めているとともに、食糧、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等の備蓄に努めている。

イ 避難誘導用資機材、移送用資機材及び車両等の整備

佐世保市は、長崎県と連携し、住民等の避難誘導、移送に必要な資機材及び車両等を整備するよう努めているとともに、必要に応じて長崎県に対し支援を求めることとしている。

ウ 避難所における設備等の整備

佐世保市は、長崎県と連携し、避難所において水、仮設トイレ、非常用電源等の整備に努めているとともに、避難者が災害情報を入手できるようテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとしている。

一例にはなるが、非常用電源（N S Pによる太陽光発電設置）の備蓄状況は以下の通りである。

設置 年度		施設名	kw		kw		kw		kWh		kWh		備蓄所開設段階 (R5.4.26時点)
			太陽光発電 設置容量	ソーラーシェアリング 設置容量	太陽光発電 運用出力	蓄電容量	太陽光発電 設置容量	蓄電容量	5ヶ月 累計	5ヶ月 累計			
R3	1	花高小学校	21.6	22.0	21.6	9.0	29.4	8,408	第1段階				
R3	2	相浦西小学校	31.5	33.0	31.5	9.0	29.4	10,290	第1段階				
R3	3	宮小学校	31.5	33.0	31.5	9.0	29.4	9,615	第1段階				
R3	4	皆瀬小学校	41.4	44.0	41.4	9.0	29.4	14,112	第1段階				
R3	5	春日小学校	41.4	44.0	41.4	9.0	29.4	7,830	第2段階				
R3	6	祇園小学校	21.6	22.0	21.6	9.0	29.4	7,908	第3段階				
R3	7	三川内小学校	21.6	22.0	21.6	6.0	19.6	7,622	第3段階				
R3	8	黒島小中学校	31.5	33.0	31.5	6.0	19.6	8,989	第2段階				
R3	9	船越小学校	21.6	22.0	21.6	6.0	19.6	4,352	第2段階				
R3	10	吉井南小学校	51.3	55.0	51.3	9.0	29.4	10,869	第1段階				
R3	11	宇久地区コミュニティセンター (太陽光パネル：宇久小学校)	31.5	33.0	31.5	6.0	19.6	1,023	第1段階				
R3	12	総合教育センター (清水地区CC)	21.6	22.0	21.6	6.0	19.6	9,565	第1段階				
R3	13	世知原地区コミュニティセンター	21.6	22.0	21.6	6.0	19.6	1,249	第1段階				
R3	14	広田地区コミュニティセンター	31.5	33.0	31.5	9.0	29.4	8,247	第1段階				
R3	15	大野地区コミュニティセンター	31.5	33.0	31.5	9.0	29.4	6,082	第1段階				
R3	16	鹿町地区コミュニティセンター	21.6	22.0	21.6	6.0	19.6	4,225	第1段階				
R3	17	西地区コミュニティセンター	31.5	33.0	31.5	9.0	29.4	4,556	第1段階				
R3	18	日宇地区コミュニティセンター	21.6	22.0	21.6	6.0	19.6	6,182	第1段階				
R3	19	山澄地区コミュニティセンター	21.6	22.0	21.6	6.0	19.6	4,331	第1段階				
R3	20	江上地区コミュニティセンター	21.6	22.0	21.6	6.0	19.6	1,869	第3段階				
R3	21	針尾地区コミュニティセンター	21.6	22.0	21.6	6.0	19.6	4,234	第1段階				
R3	22	小佐々地区コミュニティセンター	21.6	22.0	21.6	6.0	19.6	5,845	第1段階				
R3	23	南地区コミュニティセンター	21.6	22.0	21.6	6.0	19.6	1,357	第1段階				
R3	24	愛宕地区コミュニティセンター	21.6	22.0	21.6	6.0	19.6	3,650	第1段階				
R3	25	崎辺地区コミュニティセンター	11.7	16.5	11.7	6.0	19.6	1,663	第1段階				
R3	26	柚木地区コミュニティセンター	21.6	22.0	21.6	6.0	19.6	203	第1段階				
R3	27	江迎地区文化会館	21.6	22.0	21.6	9.0	29.4	1,030	第1段階				

設置 年度	施設名	kw	kw	kw	kw	kWh	kWh	5 ヶ 月 間 計 (R5.4.29時点)
		太陽光発電 設置容量	太陽光発電 出力	太陽光発電 出力	電 力 需 要 量	電 力 需 要 量	電 力 需 要 量	
R4	1 黒髪小学校	50.2	49.5	49.5	18.0	60.0	稼働中 契約調整中	第2段階
R4	2 相浦中学校	50.2	49.5	49.5	7.5	25.0	稼働中 契約調整中	風水害以外
R4	3 天神小学校	50.2	49.5	49.5	9.0	30.0	稼働中 契約調整中	風水害以外
R4	4 中里中学校	50.2	49.5	49.5	7.5	25.0	稼働中 契約調整中	風水害以外
R4	5 山澄中学校	50.2	49.5	49.5	9.0	30.0	稼働中 契約調整中	第3段階
R4	6 早岐小学校	50.2	49.5	49.5	7.5	25.0	稼働中 契約調整中	風水害以外
R4	7 広田中学校	50.2	49.5	49.5	9.0	30.0	稼働中 契約調整中	第3段階
R4	8 祇園中学校	50.2	49.5	49.5	9.0	30.0	稼働中 契約調整中	第3段階
R4	9 日宇中学校	50.2	49.5	49.5	10.5	35.0	稼働中 契約調整中	第3段階
R4	10 江迎中学校	50.2	49.5	49.5	7.5	25.0	稼働中 契約調整中	風水害以外
R4	11 大野中学校	50.2	49.5	49.5	7.5	25.0	稼働中 契約調整中	第3段階
R4	12 柏木中学校	41.0	44.6	41.0	7.5	25.0	稼働中 契約調整中	第3段階
R4	13 東明中学校	50.2	49.5	49.5	9.0	30.0	稼働中 契約調整中	第3段階
R4	14 相浦小学校	50.2	49.5	49.5	7.5	25.0	稼働中 契約調整中	風水害以外
R5	1 佐世保市本庁舎	69.7	69.3	69.3	27.0	90.0	施工中	—
R5	2 中央保健福祉センター						施工中	—
R5	3 東部クリーンセンター				125.0	268.0	施工中	—
R5	4 クリーンビューアとどろき	38.2	39.6	38.2	7.5	25.0	施工中	—
R5	5 早岐地区コミュニティセンター	49.8	49.5	49.5	9.0	30.0	施工中	風水害以外
R5	6 三川内地区コミュニティセンター	49.8	49.5	49.5	9.0	30.0	施工中	第1段階
R5	7 広田小学校	49.8	49.5	49.5	9.0	30.0	施工中	第3段階
R5	8 楠栖小学校	49.8	49.5	49.5	7.5	25.0	施工中	第2段階
R5	9 中里小学校	49.8	49.5	49.5	7.5	25.0	施工中	第1段階
R5	10 赤崎小学校	49.8	49.5	49.5	7.5	25.0	施工中	第2段階
R5	11 大野小学校	49.8	49.5	49.5	7.5	25.0	施工中	第2段階
R5	12 白南風小学校	49.8	49.5	49.5	7.5	25.0	施工中	第2段階
R5	13 日宇小学校	49.8	49.5	49.5	7.5	25.0	施工中	第2段階
R5	14 日野小学校	49.8	49.5	49.5	7.5	25.0	施工中	第2段階
R5	15 江迎小学校	49.8	49.5	49.5	7.5	25.0	施工中	第1段階

エ 物資の備蓄に係る整備

佐世保市は、指定された避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食糧、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めている。

災害時用備蓄品及び保管場所一覧

※6.4.1欄迄

保管場所	小笠支所	江東地区コミュニティセンター	世田谷支所	さざなみつつす99	大野支所	西地区コミュニティセンター	田舎瀬小学校	市民安全安心啓発センター(平沼町)	市民安全安心啓発センター(松葉町)	市東地区コミュニティセンター	東清田町	日守地区コミュニティセンター	針葉地区コミュニティセンター	東地区コミュニティセンター	平久行政センター	黒島支所	黒島町公民館	指定避難所等	計
保管庫	46.3㎡	4.8㎡	3.5㎡	25.0㎡	4.5㎡	6.8㎡	397.7㎡	199.0㎡	76.0㎡	5.0㎡	16.0㎡	2.8㎡	1.75㎡	15.0㎡	31.0㎡	9.9㎡	1.0㎡		872.0㎡
食料 (乾燥不変質、アルファ米)	2,225食	275食	75食	75食	900食	200食	12,900食	31,375食	275食	400食		400食	450食	100食	400食	150食	100食	10,725食	61,025食
非常用飲料水 (500ml・96.5ℓ)	168本	734本	1,464本	4,056本	504本	1,392本	21,432本	19,056本	10,536本	408本	3,528本	440本	216本	96本	21,336本	240本	120本	10,022本	95,742本
液体ミルク								876本											876本
毛布 140cm×200cm		44枚	10枚	80枚	20枚	50枚	20枚	1,310枚	174枚	56枚		60枚	47枚	22枚	10枚	30枚	20枚	3,031枚	4,964枚
タオルケット 140cm×190cm	167枚							480枚							50枚	30枚	20枚	23枚	750枚
避難所用 バーテーション	47組					12組		16組				12組	12組					61組	750組
避難所用 トイレラント				10組				20枚											30組
日用品 (要三用品)	トイレットペーパー	10,800枚		5,600枚			106,300枚	21,200枚	7,600枚										151,500枚
	紙ナプキン (幼児用)	140枚		232枚			2,028枚	580枚	518枚										3,498枚
	紙ナプキン (大人用)	316枚		372枚			4,558枚	992枚	800枚										7,038枚
	生活用品	424枚		568枚			5,744枚	1,776枚	990枚										9,500枚
日用品 (その他)	マスク	250,000枚		150,000枚				62,500枚	50,000枚									17,500枚	530,000枚
	手洗液量器(400ml)	150本		40本	195本			40本	190本									602本	1,230本
	手洗液量器(300ml)	360本						360本											720本
	消毒用アルコールスプレー	410本		24本					180本									428本	1,040本
	ペーパータオル			38,000枚				169,500枚										10,500枚	216,000枚
	ブルーシート	500枚		300枚		6枚		280枚	94枚	6枚	6枚							318枚	1,500枚
	スコップ	200本		200本				200本	150本										750本
	軍手	750組		750組				750組	720組									30組	3,000組
	防災灯																	75個	75個
	哺乳瓶						50本												50本
防災避難所用備蓄品	ジョイントマット																	30,240枚	30,240枚
	簡易ベッド																	54台	54台
	ベッド					12組	116組	20組				12組	12組					680組	832組

備蓄品の状況

備蓄倉庫名	大分類	中分類	小分類	品名	在庫数量(支給)	備考
花高小学校	飲料	飲料	水 (500ml)		214 本	
花高小学校	食料	主食類 (米・パン等)	アルファ化米		150 個	
花高小学校	食料	主食類 (米・パン等)	主食類 (米・パン等)		75 食	
花高小学校	食料	主食類 (米・パン等)	主食類 (米・パン等)		0 食	
花高小学校	食料	主食類 (米・パン等)	主食類 (米・パン等)		0 食	
花高小学校	生活用品	その他生活雑貨	その他 (その他生活雑貨)		6 個	
花高小学校	生活用品	その他生活雑貨	その他 (その他生活雑貨)		360 個	
花高小学校	生活用品	寝具・タオル	段ボールベッド		2 セット	
花高小学校	生活用品	寝具・タオル	毛布		83 枚	
花高小学校	電化製品	季節家電	扇風機		1 台	
花高小学校	電化製品	消耗品・コード	延長コード		1 個	
花高小学校	電化製品	生活家電	その他 (生活家電)		1 台	防災灯
花高小学校	避難所備品・応急用品	応急用品	ブルーシート		3 枚	
花高小学校	避難所備品・応急用品	応急用品	簡易ベッド		24 台	
花高小学校	避難所備品・応急用品	設備品	その他 (設備品)		1 個	キャビネット
花高小学校	避難所備品・応急用品	設備品	バーテーション (段ボール製以外)		12 枚	
宮小学校	飲料	飲料	水 (500ml)		215 本	
宮小学校	食料	主食類 (米・パン等)	アルファ化米		250 個	
宮小学校	生活用品	その他生活雑貨	その他 (その他生活雑貨)		6 個	
宮小学校	生活用品	その他生活雑貨	その他 (その他生活雑貨)		360 個	
宮小学校	生活用品	寝具・タオル	段ボールベッド		2 セット	
宮小学校	生活用品	寝具・タオル	毛布		77 枚	
宮小学校	電化製品	季節家電	扇風機		1 台	
宮小学校	電化製品	消耗品・コード	延長コード		1 個	
宮小学校	電化製品	生活家電	その他 (生活家電)		1 台	防災灯
宮小学校	避難所備品・応急用品	応急用品	ブルーシート		6 枚	
宮小学校	避難所備品・応急用品	応急用品	簡易ベッド		24 台	

（５）要配慮者の避難誘導、移送体制等の整備

ア 避難支援計画の策定等

佐世保市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導についての「避難行動要支援者避難支援計画」をあらかじめ策定するとともに、作成後は、登録者及び計画の内容について適宜更新する等実態把握を行う。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する。

イ 病院、社会福祉施設の避難計画の作成等

病院、社会福祉施設等において、施設の管理者は、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成している。佐世保市は長崎県と連携して、施設の管理者が実施する安全確保対策に関し、必要に応じ指導、助言その他の支援を行うものとしている。

（６）住民等の避難状況の確認体制の整備

佐世保市は、避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制を防災危機管理局内であらかじめ整備している。

（７）避難所、避難方法等の周知

佐世保市は、避難や避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所、避難方法及び屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めているとともに、原子力災害発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理し、下記のような「原子力防災のてびき」を作成している（２０２４（令和６）年に改訂している）。



また、佐世保市は、2024（令和6）年11月30日（土）午前9時15分及び午前10時20分、長崎県原子力防災訓練に係る訓練として、佐世保市江迎町内で防災行政無線を放送している。

① こちらは、佐世保市です。

これは、訓練の広報です。

現在、玄海原子力発電所において事故が発生しており、詳細について

では、現在、調査中です。

住民の皆様は、屋内に避難のうえ、今後の情報にご注意ください。

以上、訓練の広報でした。

② こちらは、佐世保市です。

これは、訓練の広報です。

佐世保市災害対策本部よりお知らせいたします。

現在、放射性物質の放出の恐れがあるため、半径30キロ圏内の避難指示が出されました。

佐世保市では、江迎地区の避難を決定しましたので、避難時集合場所へお集まりください。

以上、訓練の広報でした。

【意見】

佐世保市は「原子力防災のてびき」を作成し、地域住民に周知を行っている。もともと、国際色豊かな佐世保市においては多様な国・地域から来た外国人が暮らし、また多くの外国人観光客が佐世保市を訪れている。そのため、英語・中国語など主要な外国語に翻訳した同内容の手引きを作成すべきである。また、市内の大学・観光協会・米軍基地・飲食店等を介して配布（冊子だけでなくデータ配布を含む。）するほか、ホームページやSNSも活用し、広く情報提供を

行うべきである。

【意見】

屋内退避や避難により、大人だけでなく子ども達の生活も一変することになり、事情を多く理解できないまましていると大きなストレスが生じかねない。「原子力防災のてびき」は専ら大人向けのものであるから、佐世保市教育委員会とも協議して内容や表現を精査し、子ども達に向けたパンフレットも作成・配布すべきである。

（８）学校等における避難計画の作成

学校等施設の管理者は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生の安全を確保するため、あらかじめ避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成している。佐世保市は、学校施設の管理者が適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導及び助言を行っている。

５ 緊急輸送活動体制等の整備

佐世保市の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、道路管理の充実を図っている。

６ 避難退域時検査の実施体制の整備

（１）体制の整備

国の避難退域時検査及び簡易除染マニュアルに基づき、長崎県及び佐世保市は、必要な人員の確保を行うとともに、資機材の整備に努めている。消防機関は、救急自動車等の救急・救助用資機材の整備に努めている。また、人員の確保のため、関係医療機関及び原子力事業者等への応援

体制の整備を図っている。佐世保市は、2012（平成24）年1月1日、一般社団法人佐世保市医師会との間で、「災害時等の医療救護活動に関する協定書」を作成し、その後は1年ごとに更新されている。

【意見】

「災害時等の医療救護活動に関する協定書」によると、佐世保市医師会は医療救護活動を円滑に行うための医療救護計画を作成・提出することになっている。医師・看護師が減少した場合に体制を維持できるか、新型コロナウイルス感染症などの感染症が蔓延している状態でどのように対応するかといった問題は常に発生するので、医療救護計画は見直しの期間を定め、定期的に作成・提出を求めるべきである。

（2）検査の方法

国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」では、原則、自家用車及びバス等の車両検査により、避難者の検査を代替することとしているが、長崎県では、車両の検査に加えて、OILに基づく避難者の検査を行うこととしている。

（3）検査の場所

車両の検査は、避難計画に定める避難先の広場や駐車場等において行う。また、避難者の検査は、救護所を設置する主な避難所において行うものとしている。なお、車両の検査場所と避難者の検査場所の移動については、負担軽減のためシャトルバスを運行する等、長崎県及び佐世保市は平時から関係機関との連携に努めている。

7 救助・救急・医療及び防護資機材の整備等

（1）救急・救助用資機材の整備充実等

佐世保市は、長崎県と連携して応急措置等の実施に必要な救急・救助用資機材、救急自動車等の整備に努めている。佐世保市における備蓄は以下の通りである。

〔 防災資機材等 〕		令和4年3月31日現在（単位：台）
名 称	数量	配 備 場 所
防護服	7,782	避難対象市、避難対象市消防本部（局）、東彼杵町、川棚町、波佐見町、県警佐世保署、早岐署、相浦署、松浦署、江迎署、平戸署、杵岐署、川棚署 県（危機管理課、医療政策課、県北保健所、杵岐保健所、県央保健所、西彼保健所、県南保健所、環境保健研究センター）、医療機関
防護靴	1,536	
防護手袋	12,863	
防護マスク	2,616	
靴カバー	9,842	
ポケット線量計 （防災要員）	1,614	松浦市(284)、佐世保市(354)、平戸市(188)、杵岐市(231)、東彼杵町(60)、川棚町(60)、波佐見町(70)、松浦市消防本部(70)、佐世保市消防局(115)、平戸市消防本部(54)、杵岐市消防本部(40)、県警佐世保署(15)、早岐署(10)、相浦署(15)、松浦署(15)、江迎署(10)、平戸署(10)、杵岐署(10)、川棚署(15)、環境保健研究センター(36)、医療政策課(27)、県北保健所(10)、西彼保健所(3)、県央保健所(21)、杵岐保健所(5)、県南保健所(16)、危機管理課(67)、防災航空隊(11)
ポケット線量計 （緊急時医療要員）	426	松浦市(75)、佐世保市(60)、平戸市(60)、杵岐市(60)、東彼杵町(10)、川棚町(10)、波佐見町(10)、医療政策課(27)、県北保健所(17)、杵岐保健所(6)、県央保健所(14)、西彼保健所(14)、県南保健所(6)、医療機関(57)
除染設備	9	佐世保市消防局(1)、平戸市消防本部(1)、医療機関(7)
救護所テント	17	佐世保市(2)、平戸市(3)、杵岐市(3)、東彼杵町(2)、川棚町(2)、波佐見町(3)、県警本部(2)
拡張型エアテント	5	県警本部
ホールボディカウンタ	1	長崎大学病院
GM 計数管式 サーベイメータ	270	松浦市(35)、佐世保市(16)、平戸市(32)、杵岐市(32)、東彼杵町(7)、川棚町(5)、波佐見町(7)、松浦市消防本部(10)、佐世保市消防局(10)、平戸市消防本部(10)、杵岐市消防本部(10)、県北保健所(10)、杵岐保健所(7)、県央保健所(12)、西彼保健所(10)、県南保健所(8)、医療政策課(11)、防災航空隊(1)、医療機関(5)
NaI シンチレーション式 サーベイメータ	170	松浦市(16)、佐世保市(10)、平戸市(16)、杵岐市(5)、東彼杵町(5)、川棚町(5)、波佐見町(5)、松浦市消防本部(7)、佐世保市消防局(6)、平戸市消防本部(2)、杵岐市消防本部(6)、県北保健所(8)、杵岐保健所(6)、県央保健所(5)、西彼保健所(5)、県南保健所(3)、環境保健研究センター(18)、医療政策課(7)、医療機関(9)、県警察(4)、防災航空隊(1)、危機管理課(21)
電離箱式サーベイメータ	17	避難対象市(4)、危機管理課(1)、県北保健所(2)、県央保健所(2)、県南保健所(1)、医療政策課(3)
簡易サーベイメータ	51	松浦市(15)、佐世保市(9)、平戸市(11)、杵岐市(9)、佐世保市消防局(1)、松浦市消防本部(1)、県警察(4)、危機管理課(1)
ハンディサーベイシステム	2	防災航空隊(2)

（２）救助・救急機能の強化

佐世保市は、長崎県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとしている。

(3) 医療活動用資機材の管理及び原子力災害医療活動等への協力

佐世保市は、長崎県から配備された医療活動用資機材を適切に管理し、災害発生時には避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、長崎県が行う汚染検査等の原子力災害医療に協力するものとする。

(4) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

佐世保市は、原子力災害対策指針及び長崎県地域防災計画等を踏まえ、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、備蓄等の準備をしておくものとしている。

佐世保市のヨウ素剤の準備状況は以下の通りである。

令和6年2月1日現在																					
				安定ヨウ素剤（丸剤）				安定ヨウ素剤（散剤）1瓶＝25g				新生児用ゼリー剤 16.3mg/g/包 20包/箱				乳幼児用ゼリー剤 32.5mg/包 100包/箱					
地区	配布場所	区分	備蓄場所	数量（箱）	購入年月	使用期限	製造番号	数量（箱）	購入年月	使用期限	製造番号	数量	箱	購入年月	使用期限	製造番号	数量	箱	購入年月	使用期限	製造番号
1	江迎	江迎地区コミセン	備蓄施設		8													1.5			
2	江迎	江迎地区コミセン	公共施設	江迎地区コミセン	3	2022.08	2027.08	H04000									0.9		2023.12	2026.5	IV0100
3	江迎	江迎小学校	学校等	江迎地区コミセン	2	2022.08	2027.08	H04000									0.2		2023.12	2026.5	IV0100
4	江迎	江迎中学校	学校等	江迎地区コミセン	3	2022.08	2027.08	H04000									0.4		2023.12	2026.5	IV0100
5	江迎	江迎地区文化会館	備蓄施設	江迎地区文化会館	5													1.6			
6	江迎	江迎地区文化会館	公共施設	江迎地区文化会館	4	2022.08	2027.08	H04000									0.8		2020.10	2024.5	G00300
7	江迎	緒調小学校	学校等	江迎地区文化会館	1	2022.08	2027.08	H04000									0.8		2020.10	2024.5	G00300
8	吉井	-	備蓄施設	吉井地区コミセン	7													2			
9	吉井	吉井南小学校	学校等	吉井地区コミセン	1	2022.08	2027.08	H04000									0.3		2023.12	2026.5	IV0100
10	吉井	吉井北小学校	学校等	吉井地区コミセン	4	2022.08	2027.08	H04000									1		2023.12	2026.5	IV0100
11	吉井	吉井中学校	学校等	吉井地区コミセン	2	2022.08	2027.08	H04000									0.7		2022.7	2025.5	H00200
12	世知原	世知原地区コミセン	備蓄施設	世知原地区コミセン	6													1.4			
13	江迎	世知原地区コミセン	公共施設	世知原地区コミセン	1	2022.08	2027.08	H04000									0.5		2021.8	2024.5	G00300
14	世知原	世知原小学校	学校等	世知原地区コミセン	3	2022.08	2027.08	H04000									0.4		2021.8	2024.5	G00300
15	世知原	世知原中学校	学校等	世知原地区コミセン	2	2022.08	2027.08	H04000									0.5		2021.8	2024.5	G00300
佐世保（避難先）	広田・三川内地区	避難所等	佐世保市保蔵所		25								14					2.5			
佐世保（避難先）	広田・三川内地区	避難所等	佐世保市保蔵所	25	2022.08	2027.08	H04000					100	5	2022.7	2025.5	H00200	2.3		2022.7	2025.5	H00200
佐世保（避難先）	広田・三川内地区	避難所等	佐世保市保蔵所									80	4	2023.12	2026.5	IV0100	0.2		2023.12	2026.5	IV0100
												100	5	2021.8	2024.5	G00300					
				51					280					9					力数配置		

R4受け入れ	2022.08 2027.8 使用期限5年間
合計	51,000
避難対象 9000人 18,000 最低5年	

300	3	2021.8	2024.5	G00300
300	3	2022.7	2025.5	H00200
300	3	2023.12	2026.5	IV0100
280	14	有効期限内		
900	9	有効期限内		

(5) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

佐世保市は、国及び長崎県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努めている。また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より国、長崎県及び原子力事

業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

(6) 物資の調達、供給活動

ア 佐世保市は、国、長崎県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めている。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震等が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにはできないという認識に立ち、初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制整備に努めている。

イ 佐世保市は、国、長崎県と連携のうえ、備蓄拠点については輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備している。

8 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 情報項目の整理

佐世保市は、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理している。また、住民に対し必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように情報伝達の際の役割等の明確化に努めている。

(2) 情報伝達体制の整備

佐世保市は、住民、関係機関等に対し、的確な情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図るものとしている。

(3) 住民相談窓口設置の整備

佐世保市は、国、長崎県及び原子力事業者と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとしている。

(4) 多様なメディアの活用体制の整備

佐世保市は、国、長崎県及び原子力事業者と連携し、テレビ、ラジオ等のほか、防災行政無線、広報車、ホームページ（インターネット）、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、CATV、緊急速報メールサービス等の多様なメディアの活用体制を図るものとしている。

また、町内会等、消防団、農協及び漁協等の関係機関、病院及び福祉施設並びに観光施設へ電話、FAX等を利用して避難の指示等の内容を連絡する体制整備に努めている。誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努めている。

9 行政機関、学校等の避難計画等

佐世保市は、退避にあたっては避難先等を住民等へ周知し、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとしている。また、原子力災害時における生徒等の安全を確保（臨時休校の措置等）するとともに、学校実施の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育が早期回復できるよう努めている。公立の学校等は、佐世保市長からの要請があった場合、学校施設の安全性を確認したうえで、避難所を開設し、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとしている。

10 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

- (1) 佐世保市は、国、長崎県及び原子力事業者と連携し、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について

広報活動を実施するものとしている。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 原子力施設の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時に長崎県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること。
- ⑦ 要配慮者への支援に関すること。
- ⑧ 各地域、地区の避難先及び避難経路、手段に関すること。
- ⑨ 緊急時にとるべき行動、避難所での行動等に関すること。
- ⑩ 避難所の運営管理、行動等に関すること。
- ⑪ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること。
- ⑫ 放射性物質による汚染の除去に関すること。
- ⑬ 放射性物質により汚染され、又はその恐れのあるものの処理に関すること。

（２） 佐世保市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災教育に関する教育の充実に努めている。

（３） 佐世保市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めているとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めている。佐世保市は、避難状況の確実な把握に向けて、佐世保市が指定した避難所以外に避難をした場合等には佐世保市の

災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知している。

1 1 防災業務関係者の研修

佐世保市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用して、人材育成に努めている。

1 2 防災訓練等の実施

(1) 訓練計画の策定

佐世保市は、国、長崎県、長崎県警察、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携し、次の訓練を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 対策拠点施設への参集、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 周辺住民避難訓練
- ⑧ その他必要な訓練

佐世保市は、2024（令和6）年11月30日、下記の通り「令和6年度長崎県原子力防災訓練」を開催している。

【実施日時】 令和6年11月30日（土） 8時00分～14時30分 ※佐世保市における「災害対策本部運用訓練」は、同日、8時20分～11時00分
 【実施場所】 佐世保市（庁議室、江迎町、吉井町、世知原町、その他の市域）、長崎県、松浦市、平戸市、杵岐市

【訓練の目的】
 災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法並びに長崎県及び各市の地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき実施する。

- 原子力防災関係機関及び地域住民が一体となった原子力防災訓練実施
- 緊急時における通信連絡体制の確立
- 緊急時モニタリング活動等の災害対策の習熟と防災関係機関相互の協力体制の強化
- 地域住民の原子力防災に対する理解の促進

【訓練の想定】

- 佐賀県唐津市北部で発生した地震内を震源として地震発生（佐賀県玄海町震度6弱）により、各関係機関は警戒体制を構築
- 通常運転中の玄海原子力発電所4号機において、原子炉冷却材の漏洩が発生し、緊急負荷降下後、原子炉を手動停止
- 原子炉停止後、非常用炉心冷却装置が作動したが、全ての交流動力電源が失われる事象発生
- 炉心を冷却する全ての機能を喪失し、全面緊急事態となる
- 事故進展に応じ、国と連携し、県、関係市町及び関係機関は地域防災計画等に基づく対策を実施

【参加機関、訓練項目及び実施場所】（太字部分が佐世保市関連）			
市・市内機関	住民・事業所等	県・他市町機関	国機関
佐世保市 （環境部） （保健福祉部） （市民生活部） （教育委員会） （消防局） （防災危機管理局）他 佐世保市消防団	江迎地区住民 吉井地区住民 世知原地区住民 江迎中学校 平戸市民 松浦市民 杵岐市民 白岳学園 佐世保祐生園 桜が丘学園 えほし学園 赤木学園 潤心 九州電力 他	長崎県 長崎県警察 松浦市 平戸市 杵岐市 関係市町消防本部 関係市町消防団 他	内閣府 原子力規制庁 海上保安部 陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 長崎气象台 他

※想定震度※
佐世保市：震度4 松浦市：震度5弱 杵岐市：震度4 平戸市：震度5弱

※災対本部運用訓練実施要領は別途配付

訓練項目	実施場所
I 情報収集伝達訓練	九州電力㈱、長崎県庁、 佐世保市役所 他
II 災害対策本部設置・運営訓練	長崎県庁・県北振興局、 佐世保市役所 他
III 緊急時モニタリング訓練	県北地区UPZ圏周辺地域 （拠点：県北保健所）
IV 原子力災害医療訓練	広田地区コミュニティセンター 、相浦地区コミュニティセンター
V 住民避難・誘導並びに広報訓練	江迎地区、吉井地区、世知原地区、江迎中学校、潤心、赤木学園ほか
VI 傷病者搬送訓練	県内上空、 吉井地区

（２）訓練の実施

ア 訓練

佐世保市は、策定した計画に基づき、国、長崎県、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携し、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図るものとしている。

イ 総合的な防災訓練の実施

佐世保市は、国が総合的な防災訓練を実施する場合、長崎県及び原子力事業者及び防災関係機関等と共同して参加するものとする。

（３）実践的な訓練の工夫と事後評価

佐世保市は、訓練を実施するにあたり、訓練想定について国、長崎県等から助言を受けるとともに、訓練参加者の技術の習熟に資するなど、実践的なものとなるよう工夫するものとしている。訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行う

とともに、訓練終了後の評価を実施し、必要に応じて原子力防災体制の改善に取り組むものとしている。

1 3 災害復旧への備え

佐世保市は、災害復旧に資するため、国及び長崎県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図っている。

第 4 部

総括

第1章 全体的な評価・意見

1 防災・減災に関する事業に関する財務・事務執行について

財政については、佐世保市全体の予算のほか、防災危機管理局を中心に関係部局の予算について資料提供を受けた。

既存の予算執行について、法令に明確に違反するようなものは見当たらず、これは評価できる。佐世保市の発展や将来的に災害に強い街作りは不可欠である一方、佐世保市の財政が厳しい上に、その好転が容易に見込めないことを考慮すると、予算の配分にあたり、支出の見直しや行政改革を通して、十分な予算の確保を検討していただきたい。

2 将来における防災・減災に関する施策の方向性について

今後、少子高齢化に伴い、人口の減少がますます進んでいくと考えられる。そして、核家族化などの影響により地域のつながりの希薄化等が進んでいくことも想定される。そのため、地域における防災・減災の対策において、行政の役割がますます重要となっている。

佐世保は災害が少ないというイメージがあるかもしれないが、例えば大雨強風は毎年のように発生しているし、地震も将来発生する可能性は否定できない。そのため、万が一を想定し、入念に対策を検討していただきたい。また、防災・減災に関する施策は長崎県、国などが関与するものも多く、佐世保市だけの判断で進めることができないことが含まれるものの、佐世保市から主体的に情報提供を求めるなど積極的な意欲が求められる。そういった対策を十分に行い、広く発信することで、佐世保市が安全なまちであることが周知され、佐世保市への人口流入、佐世保市全体の活性化につながることを想定できる。

第2章 意見及び評価等

防災・減災に関する財務・事務執行につき、法令、大綱等内規等を調査し、過去の事例、事務処理の現状について確認した結果

7件の指摘、38件の意見、14件の評価を呈示した。なお、区分について【評価・意見】としている部分については、1つあたり評価1件・意見1件と計上している。

本件の監査を通じて、防災危機管理局をはじめ関係各所にて、防災・減災をより推進するため、適切な支出の努力が垣間見えたところであるが、さらなる適正化のため、本報告書の結果を役立てていただければ幸甚である。

